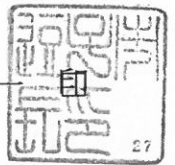




28 諮問 第 10 号
2016 年（平成 28 年）5 月 30 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 殿

逗子市長 平 井 竜



逗子市緑の基本計画改訂業務における高解像度航空写真に係る
個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項た
だし書の規定に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

環境都市部 緑政課 宗像
内線 467

(別 添)

担当所管名		環境都市部 緑政課
事務の名称		逗子市緑の基本計画改訂業務
諮問の概要		平成 18 年 3 月に改訂した現行の緑の基本計画が、平成 27 年度をもって計画年度が終了したことから、新たに計画の改訂が必要となる。緑被地の把握を行うために、総務部課税課が保有する固定資産税都市計画税を賦課することを目的として撮影した解像度が 0.1m 程度の高解像度航空写真を、現行計画の評価資料として利用すること、及び利用にあたり本人通知を省略することについて諮問するもの。
事務の目的及び 根拠法令等		目的：逗子市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的・計画的に実施するための計画（緑の基本計画）の見直し改訂。 根拠法令：都市緑地法
対象となる個人の類型・ 対象者数		航空写真に撮影されている緑被地ほかの所有者等
第 10 条 関 係	目的外利用する個人 情報の内容	航空写真に撮影されている緑被地ほかの個人の資産情報等 (収集先：総務部課税課)
	利用先	環境都市部緑政課
	利用の理由	緑の基本計画の改訂にあたり、緑被地の把握をし、緑被率を算出するため。
	本人通知	☐ 実施 ☒ 省略（理由：航空写真の性質上、市全域が対象となることから、通知を要する対象者が大量であり、個別に通知することが現実的でないため。）